

子育てにやさしい町

R6.3 改訂版

東庄町

# 子育て ガイドブック





◆妊娠がわかったら	2
母子健康手帳（妊娠届出）／妊婦訪問指導／出産のための講座／もうすぐママ応援ギフト	
◆赤ちゃんが生まれたら	4
出生届／未熟児養育医療／新生児訪問／産後ケア／乳児訪問／乳幼児健康診査 乳幼児相談／予防接種／東庄町子育てモバイルサービス／国民健康保険税の軽減 国民年金保険料の免除／出産育児一時金／すくすく赤ちゃん応援ギフト	
◆子どもの助成	10
子育て応援祝金／子ども医療費助成／児童手当／高校生等医療費助成／奨学資金融資	
◆ひとり親家庭の子育て支援	13
児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費助成制度／ひとり親家庭児童入学祝金	
◆障がいのあるお子さんの子育て支援	15
特別児童扶養手当／障害児福祉手当／自立支援医療（育成医療） 重度心身障害者（児）医療費助成／福祉タクシー事業	
◆町内の保育所・子育て支援施設	17
保育所／放課後児童クラブ（学童保育）／子育て支援センター／児童館 東庄町ファミリー・サポート・センター	
◆お子さんの教育	20
認定こども園／小学校・中学校	
◆何でも相談してください	22
東庄町子育て世代包括支援センター／母子保健推進員による訪問／子ども虐待防止 民生委員・児童委員、主任児童委員のご案内／家庭児童相談／教育相談	
◆不育でお悩みの方へ	24
不育症治療費助成	
◆受付窓口紹介	25
◆町内の医療機関	26
◆主な公共施設等	27
◆避難場所	28
◆町内マップ	29



# 妊娠がわかったら



妊娠おめでとうございます。

安心して出産を迎えられるよう、必要な手続きや支援制度をご紹介します。

マタニティライフを安心して過ごすために、また、すこやかな赤ちゃんの誕生を応援します。

## 母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）

妊娠がわかったら母子健康手帳の交付申請(妊娠届)が必要となります。医療機関等へ受診のうえ、早めに保健福祉総合センターへお越しください。

同時に母子健康手帳が交付されます。

母子健康手帳は、妊娠経過からの成長の記録となりますので、大切に保管してください。

〈交付日時〉月～金曜日 8:30～17:15(年末年始、祝祭日は除く)

〈交付場所〉保健福祉総合センター

〈妊娠届をするときに必要なもの〉

1. 個人番号カードをお持ちの場合→個人番号カードを窓口へお持ちください。
  2. 個人番号カードをお持ちでない場合→個人番号を確認できるもの(通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、妊婦さんの本人確認のできるもの(運転免許証、パスポート等)
- ※代理の方が届出に来る際には妊婦さんの個人番号を確認できるものと、代理の方の本人確認のできるものをご持参ください。



## 母子手帳交付時にお渡しするもの

### ● 妊婦一般健康診査受診票

妊娠初期から出産予定日までの間、14回分の妊婦健康診査の費用を助成する受診券をお渡しします。転入された方は、東庄町の受診券をお渡ししますので、保健福祉総合センターまでお越しください。

### ● 乳児一般健康診査受診票

赤ちゃんが生まれてから、生後3～6か月に1回、9～11か月に1回、医療機関で健診が受けられる受診券をお渡しします。

### ● 新生児聴覚スクリーニング検査受診票

赤ちゃんが生まれてから、生後50日までに、初めて受ける新生児聴覚スクリーニング検査に利用できます。3,000円を助成します。

### ● 出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら、出生通知書のハガキを保健福祉総合センター宛てに提出してください。

### ● 妊娠・子育て応援プラン

妊娠届出時～産後まで見通しをもって過ごせるよう、1人ひとりプランを作成しています。

問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 妊婦訪問指導

安心して出産を迎えられるよう、妊娠30週ごろ助産師・保健師による訪問指導が受けられます。妊娠届出時に希望を確認しています。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 出産のための教室

妊娠中、健康に過ごし、すこやかな赤ちゃんを産み育てるための教室を開催しています。お気軽にご参加ください。

### ● パパママ教室

これからパパ・ママになるご夫婦を対象とした教室です。

沐浴実習、栄養についてや助産師によるお話もありますので、妊娠中・産後の過ごし方について一緒に学びましょう。

※内容は変更になる場合があります。

**実施回数・時期**＝年2回(5月、11月頃)

**場所**＝保健福祉総合センター

**周知方法**＝対象者へ個別通知でお知らせします。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

### ◆ パパママ歯科健診 ◆

妊娠届出後から出産予定日の2か月前までの期間にご夫婦で歯科健診を受けることができます。

ご希望の方には妊娠届出時にご相談ください。



## もうすぐママ応援ギフト

妊娠の届け出およびアンケート回答を行った妊婦に対し、出産関連用品の購入費や医療費等の経済的支援としてギフト(現金等)を支給します。

### ● 支給額

妊娠1回につき**5万円**

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911  
健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

# 赤ちゃんが生まれたら

いよいよ、待望の赤ちゃん誕生です。  
この感動をいつまでも忘れずに、かけがえのない命を大切に守っていきましょう。

## 出生届

赤ちゃんが生まれたときには、出生届が必要です。赤ちゃんの名前に使用できるのは、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナに限ります。

### ●届出期間

- 生まれた日を含めて14日以内
- 国外で生まれた場合は3ヶ月以内  
※14日目または3ヶ月目が休日の場合は、休み明けの日

### ●届出地

本籍地、届出人の住所地・所在地、出生地のいずれかの市区役所、町村役場

### ●届出人

子の父または母

### ●届出に必要なもの

出生証明書、母子健康手帳、届出人の身分証明書

### ●注意事項

平日以外に届出をした場合は、出生に関連する手続きのため、平日(8:30~17:15)に再度窓口へお越しいただく必要があります。

問い合わせ先 町民課町民係 ☎0478-86-6070



## 未熟児養育医療

出生時の体重が2,000g以下等で、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費負担する制度です。

上記の制度の対象になった場合は、保健福祉総合センターで申請を行ってください。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 新生児訪問

赤ちゃんが生まれてから生後28日までの間、保健師・助産師による訪問を行っています。

赤ちゃんの計測や、出産後の育児について相談できる機会ですので、ご希望の方は母子健康手帳交付時にお渡ししている出生通知書の訪問希望欄を記入し、提出してください。

また、赤ちゃんが2500g未満で生まれた場合は、早めに保健師が訪問させていただきます。

※産後里帰り先での新生児訪問をご希望される場合は、出生通知書を早めに保健福祉総合センターへ提出してください。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 産後ケア

赤ちゃんとお母さんのための産後ケア事業(日帰り・訪問・宿泊)を行っています。

専門職による心身のケアや育児相談等を通して、安心して子育てができるようサポートしますので、お気軽にご相談ください。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 乳児訪問

生後2か月頃で生まれた赤ちゃん全員に保健師が訪問を行い、計測・予防接種の受け方等の説明を行っています。訪問時に予防接種の問診票をお渡ししますので、保健福祉総合センターから連絡がきましたら、日程調整をお願いします。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 乳幼児健康診査

赤ちゃんの健やかな成長を見守り、育児の不安や疑問を相談する場として、4～5か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しています。健診では身体計測や内科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導等を行っています。(2歳児歯科健診は歯科診察・歯科指導のみ)

日程については町ホームページや広報でお知らせするほか、対象の方には個別に通知してお知らせしています。

問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911



## 乳幼児相談

### ●9か月児相談

9～10か月児を対象に、身長体重の測定、発育・発達の確認、離乳食、子育ての相談を行っています。相談事業の他にも保護者と赤ちゃんが絵本を介してふれあう時間を持つきっかけのためのブックスタート(絵本のプレゼント)、ブラッシング指導も行います。

日程については町ホームページや広報でお知らせするほか、対象の方には個別に通知してお知らせします。

### ●健康・育児相談、離乳食相談

保健師・栄養士が個別相談を行っています。身長・体重の測定や食生活に関する相談等も可能ですので、お気軽にご相談ください。

随時

問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911





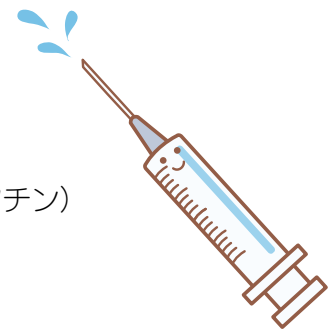
## 予防接種

定期予防接種と一部の任意予防接種の費用助成を行っています。

### 定期予防接種

- B型肝炎
- BCG
- 小児用肺炎球菌ワクチン
- 五種混合(ジフテリア・百日ぜき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブワクチン)
- 麻しん風しん
- 水痘
- 日本脳炎
- 二種混合(ジフテリア・破傷風)
- ロタウイルスワクチン
- ヒトパピローマウイルス

※詳細は町ホームページをご覧ください。保健衛生係までお問い合わせください。



### 費用助成を行っている任意予防接種

- おたふくかぜ

助成対象年齢 = 1歳以上2歳未満

5歳以上7歳未満で就学前1年間

- 成人の風しんワクチン

※任意接種の費用助成には申請が必要となりますので、保健衛生係までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 東庄町子育てモバイルサービス

東庄町では「子育て応援 コジュリン☆なび」にて、子育て情報を提供しています。お子さんの誕生日に合わせた予防接種スケジュールの作成や、町周辺医療機関検索、町からのお知らせなど、様々な機能をご利用いただけます。

登録は無料です(通信費はご自身での負担となります)。

<https://tohnosho-town.city-hc.jp/>



問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 国民健康保険税の軽減

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税のうち均等割と所得割が軽減となります。

### ●免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月間前から6か月間)

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

### ●対象者

東庄町の国民健康保険に加入していて出産日が令和5年11月以降の方

### ●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能で、出産後でも届出することができます。

### ●申請に必要なもの

母子健康手帳、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの(世帯主、出産する方)

問い合わせ先 町民課国保年金係 ☎0478-86-6071

## 国民年金保険料の免除

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

### ●免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月間前から6か月間)

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

### ●対象者

国民年金第1号被保険者

### ●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能で、出産後でも届出することができます。

### ●申請に必要なもの

母子健康手帳またはマイナンバーカード

問い合わせ先 町民課国保年金係 ☎0478-86-6071

## 出産育児一時金

出産費用の負担を軽減するために、健康保険の加入者が出産すると支給されます。

妊娠85日(4か月)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合、子ども1人につき50万円<sup>(※)</sup>が支給されます。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は、48万8千円となります。

原則として、健康保険から出産一時育児金が医療機関に直接支払う「直接支払制度」が導入されています。

※出産費用が50万円を超える場合は、超えた分を退院時に医療機関にお支払ください。

また、50万円未満の場合は、その差額分を健康保険に請求することができます。

### ●申請に必要なもの

分娩費用明細書、出産費用の領収書、直接支払制度合意文書、世帯主の口座のわかるもの、医師の証明書(死産・流産の場合)、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの(世帯主)

#### 問い合わせ先

※ご加入の健康保険の窓口

国民健康保険の方は、町民課国保年金係 ☎0478-86-6071  
社会保険の方は、お勤め先へお問い合わせください。

## すくすく赤ちゃん応援ギフト

出生の届出およびアンケート回答を行なった子育て世帯に対し、育児関連用品の購入費や子育て支援サービス利用料等の経済的支援としてギフト(現金等)を支給します。

### ●支給額

子ども1人につき5万円

#### 問い合わせ先

健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911  
健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

# 子どもの助成

安心して子育てができるように、様々な支援を行っています。

## 子育て応援祝金

子育て家庭の支援と活力あるまちづくりを進めるため、次代を担う子育て世帯を応援し、児童の健全な成長を願う「子育て応援祝金(出産祝金・小中学校入学祝金)」を支給します。

### ●祝金の額

出産祝金	10万円
小学校入学祝金	5万円
中学校入学祝金	5万円

**支給対象児童** 出生の日、または小中学校入学の日に、町の住民基本台帳に記録されている児童で、申請日に町の住民基本台帳に記録されている児童

**問い合わせ先** 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## 子ども医療費助成

0歳から中学校3年生までのお子さんが病気やけがで治療を受けたとき医療費の全額を助成することで、子どもの保健対策の充実や保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として行われています。

申請により「子ども医療費助成受給券」が交付されますので、この受給券を医療機関に提示することにより、自己負担金が無料になります。(一部医療機関を除く)

県外の医療機関受診分については、償還払いとなります。

### ●対象者

東庄町に住所があり、健康保険に加入している0歳～中学校3年生までのお子さん

### ●手続きに必要なもの

- 対象となるお子さんの保険証
- 印鑑(朱肉で押印するもの)

※県外分の手続きや詳細については、保健衛生係までお問い合わせください。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911



## 児童手当

児童手当の制度見直しにより、令和6年10月から支給内容が以下のように変更されます。

### ●支給対象

高校生年代まで(18歳誕生日後の最初の3月31日まで)の児童

### ●支給額

高校生年代への1万円支給と、第3子以降への一律3万円支給が追加されます。

児童の年齢	児童手当の額(月額)	
0～2歳	1万5,000円	第3子以降 一律3万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	
中学卒業～18歳(高校生年代)	1万円	

※高校生年代については、学生以外の児童にも支給されます。

※新たな児童手当制度における「第3子以降」とは、22歳になる年度末までの養育している子どものうち、3番目以降をいいます。

### ●所得制限限度額

所得制限が廃止され、所得額に関係なく児童手当が支給されます。

### ●支給時期

令和6年12月から隔月(偶数月)の6回で、それぞれの前月2か月分までが支給されます。

(例)12月支給は、10・11月分

### ●申請

出生・転入等により、新たに受給資格が生じた場合、誕生日や転入した日(異動日)の翌日から15日以内に申請が必要となります。

公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

### ●申請に必要なもの

- 請求者の健康保険証の写し(3歳未満の児童がいる場合)
- 請求者の銀行振込口座がわかるもの

問い合わせ先 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## 高校生等医療費助成

高校生等医療費助成事業は、高校生等に係る医療費を助成することで、高校生等の保健対策の充実や保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

この制度を利用する場合は、医療機関の窓口で医療費を一旦支払った後、必要なものを添えて保健福祉総合センターへ申請してください。

※子ども医療費助成事業のような受給券は発行されません。

### ●対象者

東庄町に住所のある高校生等(15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)

※ただし申請者(保護者)が所得に関する申告があり、町税等の滞納がないこと

### ●手続きに必要なもの

- 受診者氏名及び保険点数が記載された医療機関等の領収書(原本)
- 高校生等の健康保険証
- 申請者(保護者)の方の振込口座のわかるもの
- 印鑑(朱肉で押印するもの)
- 保護者の課税証明(転入により東庄町に所得に関する申告がない方)



問い合わせ先 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 奨学資金融資

教育の振興を図るため、奨学資金(入学準備金等)融資を受けた借入者に対して、利子の一部を補給します。

### ●対象者

- 町内に1年以上住所を有する者で、お子さんを学校教育法に基づく高等学校以上の学校に就学させる方
- 町の指定金融機関等の行う教育ローンの対象となる方

### ●利子補給の対象となる融資額

- 融資額は、1回50万円以上で総額は300万円以内
- 元金又は元利均等償還割賦方式(ボーナス償還を含む)のもの
- 償還期間、年利率は指定金融機関等の定めるもの

### ●利子補給

- 融資を受けた日から在学学校の正規の修学期間が終了するまでで、借入額に対し年3%の利子補給をします。(3%に満たない場合はその利率)
- 補給を受けた利子は、返済する必要はありません。

問い合わせ先 教育委員会 教育課学校教育係 ☎0478-86-2311



# ひとり親家庭の子育て支援



父子家庭や母子家庭など、ひとり親で子育てをされている方を支援するため、各種手当や助成事業を行っています。

## 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭等に支給されます。

受給期間は、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(心身に一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日の属する月まで)です。

※事実婚等により受給できない場合もあります。また所得制限もあります。

### ●支給額

監護する児童の数や所得額により異なります。

(1ヶ月あたり)

児童数	区分	令和6年4月現在
1人	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
2人		10,750円～5,380円を加算
3人以上		1人増加するごとに6,450円～3,230円を加算

### ●支給月

5月・7月・9月・11月・1月・3月の奇数月年6回(例えば5月に3月分及び4月分の計2カ月)

※認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から手当が支給されます。

問い合わせ先 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭等に対し、千葉県内の医療機関を受診する際、窓口で保険証とひとり親家庭等医療費助成受給券を提示することで、自己負担金が無料になります(※一部医療機関を除く)県外の医療機関受診分については、償還払いとなります。

※ただし、対象となるのは、定められた所得要件に該当する世帯です。

※医療等を支払った日の翌日から2年間申請が可能です。

※一定額をこえる医療費を支払った場合は、加入している健康保険の各種助成制度を優先して支給を受け、その後、本制度の申請となります。

問い合わせ先 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## ひとり親家庭児童入学祝金

母子・父子家庭等の児童が、小学校及び中学校(小学校及び中学校と同等の学校施設を含む)に入学する場合に、申請に基づき祝金を送ります。

祝金の額は、支給対象児童1人につき10,000円です。

### ●対象者

入学年の3月1日現在東庄町に住所を有し、引き続き町内に居住見込みの者で4月に小学校及び中学校へ入学する児童

### ●支給月

入学年の3月

### ●申請

支給対象者の母又は父が、児童の入学年の1月から2月末日までに申請をしてください。

**問い合わせ先** 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792





# 障がいのあるお子さんの子育て支援

心や身体にハンディを持っているお子さんの支援や給付を行う制度があります。少しでもお子さんの成長に不安を感じたら、家族だけで悩まないで相談してみましょう。

## 特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に重度又は中度の障がいを有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

所得が一定額を超えると手当は支給されません。手当額は毎年4月に政令により改定されます。

(1ヶ月あたり)

区分	令和6年4月現在
1級	55,350円
2級	36,860円

### ●支給額

4月、8月、12月

問い合わせ先 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910

## 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいを有するために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。

所得が一定額を超えると手当は支給されません。手当額は毎年4月に政令により改定されます。

### ●支給額

月額 15,690円

### ●支給月

2月、5月、8月、11月

問い合わせ先 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910

## 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、医療費の一部を公費で負担します。

自己負担額については、原則として医療費の1割です。

問い合わせ先 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910

## 重度心身障害者(児)医療費助成

医療機関を受診した場合、保険診療自己負担分を助成します。

### ●対象者

身体障害者手帳1・2級

療育手帳Ⓐ、Ⓐ-1、Ⓐ-2、A-1、A-2

精神障害者手帳1級

### ●助成対象

保険診療の自己負担金(通院・入院・保険調剤)

※医療機関窓口で被保険者証と受給券を提示することにより、自己負担金(通院・入院・保険調剤)が無料となります。

※千葉県外の医療機関等を受診した場合は、後日、町に還付(償還払い)の申請をしてください。

※重度医療に認定された場合は、子ども医療費助成の対象外となります。

問い合わせ先 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910

## 福祉タクシー事業

通院・通学等のためタクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成します。

対象者	助成金額とタクシー利用券の枚数
身体障害者手帳所持者 (1級・2級及び3級の視覚障害、 下肢・体幹機能障害)	利用券1枚500円とし、 タクシー利用1回につき3枚を限度に助成 ●対象者1人につき月3枚交付(最高年間36枚) ※ただし人工透析治療を行っている方 月15枚交付(最高年間180枚) ●町内の小学校及び中学校の通学に利用する方 利用1回につき1,000円(年間最高400枚) ●特別支援学校及び高等学校の通学に利用する方 利用1回につき2,000円(年間最高400枚)
療育手帳所持者 全員	
精神保健福祉手帳所持者 全員	
難病患者等	

※通学に利用する方は、単独での通学が困難かつ保護者等の送迎が困難な者に限る。

問い合わせ先 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910



# 町内の保育所・子育て支援施設



## 保育所

町内には、3ヶ所の私立保育所があります。

名 称	定 員	所 在 地	電話番号
笹川中央保育園	100名	笹川い4714-235	☎0478-86-0027
橘 保 育 園	80名	東今泉2006-1	☎0478-86-0538
神 代 保 育 園	50名	平山1154	☎0478-86-5053

### ●入所手続きについて

- 10月…………入所説明会(次年度入所希望者対象) ※申請書類を配布
- 11月…………申請書類提出締切
- 12月…………入所承諾書及び認定書等の郵送
- 2月下旬…各園ごとの入園説明会
- 4月…………入園

### ●利用者負担額(保育料)について

入所児童の父母等の市町村民税課税額により決定します。

※2人以上の同時入所等による保育料減額

同じ世帯で2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の保育料月額は、年齢の高い順から数えて2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。

※第3子以降の保育料軽減

同一の保護者を持つ、18歳到達後3月31日までの児童のうち、第3子以降の就学前児童が保育所を利用している場合、当該第3子以降の保育料は無料となります。

(申請が必要です。ただし、保育料や町税の滞納がある場合は該当しません。)

**問い合わせ先** 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## 放課後児童クラブ(学童保育)

対象児童=小学校1年~6年生

保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、小学校の授業の終了した放課後、適切な遊び場及び生活の場を提供し健全育成に資することを目的として、東庄小学校敷地内に設置しています。

名 称	所 在 地	対象区域	電話番号
東庄町放課後児童クラブ	笹川い4713-2(東庄小学校敷地内)	町内全域	☎0478-79-7444

**問い合わせ先** 健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

## 子育て支援センター

就学前児童とその保護者が気軽に利用し、交流や育児相談ができるよう子育て情報の提供の場として、町内の各保育園が運営しています。

名称	開催(祝日は除く)	イベント	電話番号および 問い合わせ先
なかよしひろば 平山1154	開催日時(月～金曜日) 9:30～15:00 園庭開放(月～金曜日) 9:30～11:00 育児相談(月～金曜日) 9:30～16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 季節の行事制作</li> <li>● 育児相談</li> <li>● 身体測定</li> <li>● 誕生会</li> <li>● おでかけなかよしひろば</li> </ul>	☎0478-86-5053 神代保育園
子育て支援センター スマイル (東庄小学校前) 笹川い4713-173	開催日時(月～金曜日) 9:30～17:00 育児相談(月～金曜日) 随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 季節の製作</li> <li>● 書あそび</li> <li>● おたのしみ会</li> <li>● 手作りおやつ&amp;ランチ</li> <li>● 離乳食講座 など</li> </ul>	☎080-6760-0079 直通 ☎0478-86-0027 笹川中央保育園
こじゅりんルーム 笹川い4713-29	開催日時(月～金) 9:00～11:30 育児相談・就学に向けた情 報提供(月～金) 9:00～14:00 園庭開放(水・金) 10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 読み聞かせ</li> <li>● 誕生会</li> <li>● 鯉のぼり作り</li> <li>● ザリガニ釣り など</li> </ul>	☎0478-86-0117 こじゅりんこども園

※毎月各子育て支援センターでイベント等の予定を載せたおたよりを発行しています。

※子育て支援センター スマイルはLINEにてお知らせを発信しています。

## 児童館

町は、児童に健全な遊び場を提供し、集団的および個別的な指導を行う場として、また、子ども達が、地域で健やかに育つことを応援する遊び場として、児童館を設置しています。

誰でも無料で利用できます。

### ●所在地

東庄町小南534  
☎ 0478-87-0921

### ●開館時間

5月～9月9:00～17:00  
10月～4月9:00～16:00  
※土・日・祝日も開館して  
います。

### ●休館日

12月29日～1月3日  
※上記以外でも、臨時休館する場合があります。

### ●その他

- 育児等の相談ができます。
- 年間を通じてさまざまな行事を開催しています。
- 就学前のお子さんについては、保護者の付き添いをお願いします。



# 東庄町ファミリー・サポート・センター

子育て中のお父さん・お母さんを地域で支える会員組織です。子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい人(サポート会員)が会員になりお互いを助け合う有償サービスです。

## ●依頼できること

生後6か月から中学生までのお子さんの送迎や預かり

こんな時に・・・ ○ 残業で保育施設や学童の迎えに間に合わない

○ 実家が遠く、頼れるところがない

○ 子どもを連れて医者に通うのは大変

○ 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の時、下の子どもを預けたい

※預かり人数は1対1(基本)・預かり場所はサポート会員宅、児童館、子育て支援センター等。

※病中、病後児の預かりは行いません。

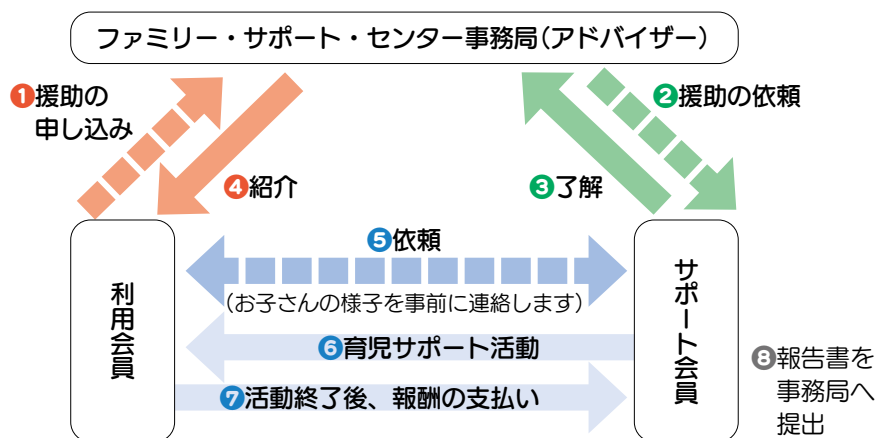
※東庄町に隣接しない市町村(神栖市は県外のため対象外)はできません。

## ●利用時間・料金等

利用日・時間 (キャンセル料がかかる場合もあります)	1時間 平日	1時間 土日・祝日
午前8時から午後6時	500円	600円
午前6時から8時、午後6時から9時	600円	700円

車での送迎の場合  
利用料金+燃料代金  
(1km=30円)

## ●サポートの仕組み



## ●保障制度あります

援助活動中の万が一の事故に備えてファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。(保険料はセンター負担)

## 問い合わせ先

東庄町社会福祉協議会 東庄町ファミリー・サポート・センター(事務局)  
☎0478-86-4714

## ●利用助成制度

低所得世帯等の経済的負担軽減を図るための利用助成制度です。助成を受けるには、事前登録が必要です。

**助成対象者** 生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費等助成事業の受給世帯、障害者手帳の交付を受けている児童、非課税世帯、他

**助成金額** 生活保護世帯……………1か月の利用料金の全額  
その他の世帯……………2万円を限度額として1か月の利用料金の半額

※詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

## 問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係 ☎0478-79-0792

# お子さんの教育

子どもの成長は驚くほど早いもの。小さかった赤ちゃんがあっという間に大きくなって、5歳になったら認定こども園の入園、小学校、中学校と成長していく節目にこのページをご覧ください。

## 認定こども園

町内には、町立認定こども園が1園あり1年保育となります。

名称	所在地	電話番号
こじゅりんこども園	笹川い4713-29	☎0478-86-0117

### ●対象者

- 1号認定…町内に住所を有する満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で教育を希望するもの(保育の必要のない子ども)
- 2号認定…住所を問わず、満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で保育を希望するもの(保育の必要な子ども)

### ●開園時間および認定について

開園時間 7:00～18:30(平日)、8:00～16:00(土曜)

- 教育認定(1号認定)……教育標準時間 8:00～14:00
- 保育認定(2号認定)……保育短時間 8:00～16:00、保育標準時間 7:00～18:00

※土曜日は2号認定かつ家族の就労、介護等の理由が必要です。

### ●その他

- 送迎バスがあります。
- 子育て支援事業(こじゅりんルーム、園庭開放等)があります。
- 預かり保育(1号)、延長保育(2号)があります。
- 給食費全額助成制度があります。



問い合わせ先 教育委員会 教育課学校教育係 ☎0478-86-2311

## 小学校・中学校

### ●就学时健康診断

小学校に就学する前年の10月に入学前の「就学时健康診断」を行います。該当するお子さんのいる家庭には、9月に案内書を送付します。

### ●入学期日および学校指定通知書

小学校・中学校へ入学するお子さんの家庭には、1月下旬に「入学期日および学校指定通知書」を郵送します。

該当する家庭で、この通知書が届かなかったり住所変更などがあった場合、また心身に障害があり不安がある場合などは、お問い合わせください。

## ● 転校手続き

### ○ 町外から町内への転校(転入)のとき

町民課町民係で転入(住民異動)手続きをした後、在学していた学校から交付された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参し手続きをしてください。

### ○ 町内から町外への転校(転出)のとき

町民課町民係で転出(住民異動)手続きし、在学していた学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」などを受け取り、転校先の学校へご提出ください。

### ○ 町内転居のとき

町民課町民係で転居(住民異動)手続き後、東庄町教育委員会教育課学校教育係で住所変更手続きを行ってください。

## ● 就学援助制度

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に、学用品代・通学用品代などの費用の一部が援助されます。在籍している学校または教育委員会にご相談ください。

## ● 給食費全額助成制度

保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実及び子育て支援を目的として、給食費全額助成制度を実施しています。

### 小学校

名 称	所 在 地	電話番号
東 庄 小 学 校	笹川い4713-2	☎0478-86-0014

### 中学校

名 称	所 在 地	電話番号
東 庄 中 学 校	青馬1752-1	☎0478-86-3131

問い合わせ先 教育委員会 教育課学校教育係 ☎0478-86-2311



# 何でも相談してください



子育てに対する疑問や、困ったときの相談窓口！  
 いっしょに考えてくれる心づよいサポーターです。ひとりで抱えこまずに、気軽にお話し  
 してみませんか？ 相談は無料、秘密厳守です。

## 東庄町子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、母子保健と子育て支援の両面から地域の中での子育てが楽しいと思えるようにサポートする身近な相談窓口です。専門スタッフが関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のなくサポートします。

### ●子育て世代包括支援センターでできること

- 母子健康手帳の交付と保健師の面接
- 子育てプランの作成
- 転入された方の妊婦・乳児健康診査受診券の交換
- 妊娠・出産・育児に関する相談
- 東庄町の母子保健・子育て支援に関するサービスのご案内 など

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 母子保健推進員による訪問

母と子の健康を守るために、各地区から選ばれた方々が住民と行政のパイプ役として活動しています。地区担当の母子保健推進員が訪問にて妊娠中のアンケートの配布やお子様が生まれてからのパンフレットの配布を行っています。

**問い合わせ先** 健康福祉課保健衛生係 ☎0478-79-0911

## 子ども虐待防止

身体を傷つける、こころを傷つける、必要な世話をしない等は虐待になります。  
 子育てに不安や悩みを抱えていても、誰にも相談できず孤立してしまう家族もいます。  
 子育て家族が安心して暮らせるためには、地域で子育てを支えていくことが大切です。  
 また、「もしかして虐待では？」と思ったら、迷わずに下記の相談機関へ相談・通報してください。

相談窓口	児童相談所	☎189
	香取警察署	☎0478-54-0110
	千葉県女性サポートセンター(DV)	☎043-206-8002
	東庄町健康福祉課	☎0478-80-3300



## 民生委員・児童委員、主任児童委員のご案内

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれが担当する地域において、生活に困っている方、高齢者や障がい者の方々の相談・支援者として活動していますが、同時に児童委員として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもの様々な問題についても相談・支援等を行っています。

また、主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当し、区域を担当する民生委員・児童委員や関係機関と連携・協力して活動しています。

子育ての不安、お子さんの悩みなどの心配ごとがありましたら、民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談してください。

なお、お住いの住所により、担当する民生委員・児童委員、主任児童委員が異なりますので、民生委員・児童委員、主任児童委員の氏名・連絡先はお問い合わせください。

**問い合わせ先** 健康福祉課福祉係 ☎0478-79-0910

## 家庭児童相談

18歳未満の子どもが、心身ともに健やかに成長できるように家庭相談員が各種の相談に応じます。相談の内容によっては、学校・児童相談所・警察署等の関係する機関と連絡をとりながら、問題の解決を図っていきます。

相談は無料で、相談の秘密は守られます。

### ●相談受付時間

平日 9:00～16:00

(土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです)

### ●相談会場

千葉県香取健康福祉センター(香取保健所)

香取市佐原イ92-11

### ●相談したいときは

あらかじめ電話で日時を打ち合わせしていただくとお待たせすることが少なくなります。

電話での相談にも応じます。

**問い合わせ先** 香取健康福祉センター(香取保健所)  
地域保健福祉課 ☎0478-52-9161



## 教育相談

学校・家庭での教育問題について、お気軽にご相談ください。  
相談は無料で、秘密は固く守ります。

### ●開催日時・会場

日時＝奇数月の第2水曜日 13:30～16:00

会場＝東庄町公民館

### ●お申込み方法

事前の申し込みは不要です。

直接会場にお越しください。



問い合わせ先 **教育委員会 教育課学校教育係** ☎0478-86-2311

## 不育でお悩みの方へ

経済的な負担軽減を図るため、不育症治療費の助成を実施しています。

## 不育症治療費助成

医師により不育症と診断され不育症治療を受けている方の治療費の一部を助成します。

問い合わせ先 **健康福祉課保健衛生係** ☎0478-79-0911





~これから長い  
おつきあい~

# 役場の窓口を紹介します



子ども・子育て関係の手続き、問い合わせ先を再確認。  
分からないことがあればお気軽にお電話ください。

## 役場担当窓口一覧

課名	係名	主な内容(子ども・子育て関係)	電話番号
町民課 (役場 1階)	町民係	出生届	☎86-6070
	国保年金係	国民健康保険 出産育児一時金、産前産後保険税軽減 国民年金 産前産後保険料免除	☎86-6071
健康福祉課 (保健福祉総合センター)	保健衛生係	妊娠届、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、 予防接種、子ども医療費助成、高校生等医療費助成 など	☎79-0911
	子育て支援係	保育所・認定こども園の入退所に関する事、児童 扶養手当、ひとり親家庭の支援に関する事 放課後児童クラブ、児童虐待に関する事 児童館	☎79-0792
	福祉係	特別児童扶養手当、障害児の支援に関する事	☎79-0910
教育課 (役場 2階)	学校教育係	小学校、中学校に関する事 など	☎86-2311
教育課 (公民館)	生涯学習係	放課後子ども教室、家庭教育学級に関する事	☎86-1221





# 町内の医療機関



## 町内の医療機関

### 医 科

地図 番号	名 称	所在地	電話番号	診療科目
①	国保東庄病院	石出2692-15	☎0478-86-1177	内科・整形外科
②	岡野医院	笹川い4714-49	☎0478-86-5757	内科・小児科
③	ほり医院	新宿1054	☎0478-86-5315	内科・外科・胃腸科

※診療時間は医療機関で異なりますので、電話で確認後受診しましょう。

### 歯 科

地図 番号	名 称	所在地	電話番号
①	青野歯科診療所	小南1876	☎0478-87-0636
②	岡野歯科医院	小南1266	☎0478-87-0821
③	グリーンデンタルクリニック	笹川い4539-74	☎0478-86-2020
④	野沢歯科医院	笹川い5549-2	☎0478-86-0041

※診療時間は医療機関で異なりますので、電話で確認後受診しましょう。



# 主な公共施設等

市外局番 0478

東庄町役場	86-1111	笹川い4713-131
町民課	直通電話	
町民係	86-6070	
国保年金係	86-6071	
生活環境係	86-6072	
賦課徴収係	86-6073	
固定資産税係		
まちづくり課		
建設係	86-6074	
産業振興係	86-6075	
水道係	86-6077	
維持管理係	86-6074	
農政係	86-6076	
農業委員会	86-6079	
議会事務局	86-6080	
出納室	86-6081	
総務課		
庶務係	86-6082	
秘書係	86-6083	
企画財政係	86-6084	
管財係	86-6085	
DX推進係	86-6085	
教育課		
学校教育係	86-2311	
生涯学習係(公民館内)	86-1221	
給食係(学校給食センター)	86-6565	青馬 1752-1

東庄町公民館	86-1221	笹川い4713-11
東庄町図書館		
神代分館		窪野谷 1654
石出分館	86-1004	石出 939-1

スポーツ施設		
東城グラウンド(野球場)		小南 2905
宮野台運動公園(野球場、テニスコート)		宮野台 1-48
町民体育館		笹川い4713-35
町民神代体育館		窪野谷 1661
町民橘体育館		今郡 550-1
町民石出体育館		石出 937-2
※利用申し込みなどは、生涯学習係までお問い合わせください。		

東庄町保健福祉総合センター	80-3300	石出 2692-4
健康福祉課		
保健衛生係	79-0911	
福祉係	79-0910	
子育て支援係	79-0792	
介護保険係	79-0912	
訪問看護ステーション	79-0913	
地域包括支援センター	80-3155	

福祉		
東庄町デイサービスセンター	80-3245	石出 2692-4
東庄町児童館	87-0921	小南 534
青馬の里(東庄中学校内)		青馬 1752-1
憩いの里(旧橘小学校内)		今郡 558-1
※利用申し込みなどは、福祉係までお問い合わせください。		
東庄町シルバー人材センター(オーシャンプラザ内)	86-4080	石出 2692-15
(社福)東庄町社会福祉協議会(オーシャンプラザ内)	86-4714	
(社福)香取学園	86-3535	平山 1290-1
(社福)北総育成園	86-3003	笹川い5852
※(社福)は社会福祉法人		

医療		
国保東庄病院	86-1177	石出 2692-15
香取おみがわ医療センター	82-3161	香取市南原地新田 438-1
国保旭中央病院	0479-63-8111	旭市イ 1326

保育園		
(社福)神代保育園	86-5053	平山 1154
(社福)笹川中央保育園	86-0027	笹川い4714-235
(社福)橘保育園	86-0538	東今泉 2006-1
※(社福)は社会福祉法人		

認定こども園		
(東庄町立)こじゅりんこども園	86-0117	笹川い4713-29

小・中学校		
東庄小学校	86-0014	笹川い4713-2
東庄中学校	86-3131	青馬 1752-1

産業		
東庄ふれあいセンター	87-1116	小南 3430
東庄町食肉センター	86-0124	笹川い4714-172
東庄町商工会	86-3600	笹川い671-3
東庄町観光協会(役場内)	86-1111	笹川い4713-131
かとり農業協同組合東庄支店	86-3431	笹川い554
かとり農業協同組合東庄経済センター	87-1211	小南 55

衛生		
東総広域水道企業団	86-3821	笹川ろ 1
香取広域市町村圏事務組合業務課	78-1182	香取市仁良 300-1

郵便局		
東庄郵便局	86-2160	笹川い738-1
橘郵便局	86-2161	石出 1793-4
小南郵便局	87-0001	小南 27-3

消防		
東庄分署	86-1150	青馬 1814-1
香取広域市町村圏事務組合消防本部	52-0119	香取市佐原口 2127

警察		
香取警察署	54-0110	香取市北 2-1-1
香取警察署小見川幹部交番	83-0110	香取市小見川 1637
東庄交番	86-0066	笹川い579-1
神代駐在所	87-1252	舟戸 405-1
橘駐在所	86-0421	新宿 1126-2
東城駐在所	87-0074	小南 1021-2

県の機関		
東庄県民の森管理事務所	87-0393	小南 639
香取地域振興事務所	54-6811	香取市佐原イ 92-11
香取健康福祉センター(香取保健所)	52-9161	香取市佐原イ 92-11
香取土木事務所	52-5191	香取市佐原イ 92-11
香取土木事務所小見川出張所	83-2701	香取市一之分目 5180
香取農業事務所	52-9191	香取市佐原イ 92-11

その他の機関		
水資源機構利根川河口堰管理所	86-0477	新宿 2276
水資源機構東総管理所	86-1311	笹川ろ 81
佐原年金事務所	54-1442	香取市佐原口 2116-1
佐原税務署	54-1331	香取市北 1-4-1
千葉地方法務局香取支局	52-3391	香取市佐原口 2122-40
利根川下流河川事務所	52-6361	香取市佐原イ 4149
利根川下流河川事務所小見川出張所	82-2629	香取市小見川 4884-8
ハローワーク(公共職業安定所)佐原	55-1132	香取市北 1-3-2



# 避難場所・避難所



災害は、いきなり発生するものです。災害時の避難場所を家族で確認しておくことが大切です。万一の時に備え、家の近くの避難場所等を確認しておきましょう。

## 指定緊急避難場所一覧

地図番号	名称	所在地	地震	洪水	土砂	津波
①	東庄中学校	青馬1752-1	○	○	○	○
②	旧神代小学校	窪野谷1661	○	○	○	○
③	東庄小学校	笹川い4713-2	○	○	○	○
④	旧石出小学校	石出1599	○	○	○	○
⑤	旧橘小学校	今郡558	○	○	○	○
⑥	旧東城小学校	小南941	○	○	○	○
⑦	東庄町公民館	笹川い4713-131	○	○	○	○
⑧	東庄町児童館	小南534	○	○	○	○

## 指定避難所一覧

地図番号	名称	所在地	収容人員	指定避難所	福祉避難所
①	東庄中学校	青馬1752-1	410名	○	
②	旧神代小学校	窪野谷1661	200名	○	
③	東庄小学校	笹川い4713-2	320名	○	
④	旧石出小学校	石出1599	300名	○	
⑤	旧橘小学校	今郡558	310名	○	
⑥	旧東城小学校	小南941	210名	○	
⑦	東庄町公民館	笹川い4713-131	110名	○	
⑧	東庄町児童館	小南534	35名	○	
⑨	東庄町保健福祉総合センター	石出2692-4	40名	○	○
⑩	東庄ふれあいセンター	小南1140	75名	○	
⑪	東庄町ふれあい公園	舟戸526-1	30名	○	

※指定緊急避難場所…災害から逃れるため、緊急に避難し、身の安全を確保する場所  
 指定避難所……………災害により家に戻れなくなった場合に一時的な生活が可能な施設  
 福祉避難所……………指定避難所での生活が困難な要援護者(高齢者、障害者、乳幼児等)を受け入れるための施設

# 町内マップ





## 東庄町 子育てガイドブック

令和6年 3月

発行 東庄町  
編集 東庄町健康福祉課

〒289-0612

千葉県香取郡東庄町石出2692番地4  
(東庄町保健福祉総合センター内)

TEL : 0478-80-3300 (代表)

FAX : 0478-80-3112

ホームページ

<http://www.town.tohnosho.chiba.jp/>

このガイドブックは、令和6年3月現在の情報を関係機関から提供していただき作成しました。その後、内容の変更があるかと思われますので関係機関へお問い合わせのうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。